

会計検査院説明事項

1 会計検査院の地位

会計検査院は、憲法第90条にその設置根拠をもつ国の財政監督機関であり、国会、内閣、裁判所のいずれにも属さない独立機関であって、会計検査院法第1条では「会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する」と規定されている（別紙1参照）。

○ 日本国憲法

第90条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

○ 会計検査院法（昭和22年法律第73号）

第1条 会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

会計検査院が、国の財政監督機関として、客観的、中立の立場に立って厳正、公平にその職務を遂行するためには、検査を受けるものを始めとする外部の機関等からの影響を受けることなく中立、公正に意思決定を行えるよう独立性が確保されることが何よりも重要である。そして、独立性を保障するための措置としては、以下のものがある。

(1) 人事権の独立

会計検査院は意思決定機関である検査官会議とその指揮監督の下に検査等の事務を行う事務総局から構成されている。検査官会議の構成員である検査官の任命は、内閣が行うが、国会の両議院の同意が必要であり（会計検査院法（以下「院法」という。）第4条）、心身の故障等一定の場合を除いてその意に反してその官を失うことがないという身分保障がなされている（院法第8条）。また、事務総局の職員の任免、進退は、検査官の合議で決するところにより院長が行うこととされている（院法第14条）。

(2) 規則制定権の保持

会計検査に関し必要な事項は、政令によらず、会計検査院規則により会計検査院がこれを定めることとなっている（院法第38条）。

(3) 二重予算制度

国会、裁判所と同様に会計検査院についても設けられている制度。

内閣が、国会、裁判所、会計検査院の歳出見積を減額した場合、これらの機関の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、これらの機関に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならないこととなっている（財政法第19条）。

そして、会計検査院では、国会、内閣、裁判所のいずれからも独立した立場から、実際においても、検査計画の策定、検査の実施、検査結果の報告の各段階において、中立公正に意思決定を行い、厳正な検査を実施している。

なお、世界各国の会計検査院の組織である最高会計検査機関国際組織（International Organization of Supreme Audit Institutions 略称 INTOSAI）において合意されている「会計検査の一般的方向に関するリマ宣言」（1977年）においては、会計検査院の独立性について、各国は、会計検査院の独立性を憲法又は法律によって保障することが不可欠である旨、及び会計検査院の独立性は、受検庁から独立し、かつ、外部の影響から保護されている場合に限り、その職務を客観的かつ効果的に遂行できるものである旨が述べられている。

2 会計検査院と国会との関係

国会が国権の最高機関であり、内閣の作成した決算の提出先であり、かつ、その審査を行う機関であることを踏まえ、会計検査院は、独立機関ではあるが、以下のとおり国

会とは密接な関係を有している。

(1) 検査官の任命についての国会の同意

会計検査院の意思決定機関である検査官会議を構成する3人の検査官の任命は内閣が行うが、任命に当たっては両議院の同意を経ることとされ（院法第4条第1項）、国会が閉会中等のため内閣が同意を経ることなく任命した場合は、任命後最初に召集される国会において両議院の承認を求めなければならず、承認を得られなかった場合は、当然退官することとされている（院法第4条第3項）。

なお、平成11年に院法の改正が行われ、同意に関する衆議院の優越規定（憲法第67条第2項の場合の例により衆議院の同意を以て両議院の同意とする旨）が削除され、現在に至っている。

(2) 決算検査報告の提出

会計検査院の作成する決算検査報告は、憲法第90条の規定により、内閣の作成する決算とともに、次の年度に、国会に提出されることとなっている。

内閣による決算の国会への提出時期については、財政法第40条第1項において、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とすることとされている。

○ 財政法（昭和22年法律第34号）

第40条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

② (略)

平成10年度決算以降は、会計検査院から内閣への決算の回付及び決算検査報告の提出は11月末、内閣から国会への決算の提出は常会の冒頭に行われていたところ（別紙2参照）、参議院から内閣に対して、平成15年度決算以降は、決算の提出時期を早め、会計年度翌年の11月20日前後に国会に提出するよう政府に要請があった。

これを実現するためには、会計検査院としても、決算検査報告の内閣への送付を3週間程度早めるため検査サイクルの大幅な前倒しが必要となり、そのため、4月以降の本格的な検査実施期間が大幅に短縮されるなど、検査の効率的、効果的な実施に懸念があるところではあるが、平成16年度予算において検査要員の増員を受けており、また、検査結果の取りまとめ業務を効率的に行うなど、一層の工夫を行い、決算の早期提出が可能となるよう最大限努力することとしている。

(3) 会計検査院長等の国会への出席、説明

各議院の委員会は、会計検査院長の出席説明を求めることができることとされ（国会法第72条第1項）、かつ、会計検査院は、検査報告に関し国会に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面でこれを説明することができることとされている（院法第30条）。

○ 国会法（昭和22年法律第79号）

第72条 委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

② (略)

○ 会計検査院法（昭和22年法律第73号）

第30条 会計検査院は、前条の検査報告に関し、国会に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官をして出席せしめ又は書面でこれを説明することができる。

そして、会計検査院では、衆議院の決算行政監視委員会及び参議院の決算委員会を始めとする両院の各委員会において、院長等が出席して説明を行い、また、委員会における議論を踏まえて検査を実施している。

(4) 国会による検査要請

平成9年に国会法及び会計検査院法の改正が行われ（施行は平成10年の常会の召集の日（平成10年1月12日））、各議院又は各議院の委員会は会計検査院に対し、

特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるこ
ととされた（国会法第105条、院法第30条の2）。

○ 国会法（昭和22年法律第79号）

第105条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、
会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう
求めることができる。

○ 会計検査院法（昭和22年法律第73号）

第30条の2 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会か
ら国会法（昭和22年法律第79号）第105条（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定
の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

この報告は、決算検査報告が年1回内閣を経由して国会に提出されるのに対して、
直接、隨時に求めのあった議院の議長宛に行われる（実績については、別紙3参照）。

(5) 各議院の調査室への説明

衆議院決算行政監視調査室及び参議院決算調査室に対して、毎年、決算検査報告の
内容について、調査室側の求めに応じて説明を実施している。

3 検査成果の反映

会計検査の結果の制度、予算等への反映のため、下記の制度があり、また、取組が行
われている。

(1) 国会における審議

会計検査院の検査結果は、決算検査報告により国会に報告され、国会における決
算審査の際の重要な資料となる。

なお、政府が毎年度決算及び決算検査報告とともに国会に提出している「決算検
査報告に関する説明書」には、会計検査院が決算検査報告中不当事項と

して掲記した事項についての、補助金の返還、手直し工事等の是正の処置が記載されており、また、会計検査院法第34条又は第36条により改善の処置を要求し、又は意見を表示した事項についての対処の方針が記載されている。

(2) 処置を要求した事項及び意見を表示した事項の事後処置状況の把握

会計検査院が、会計検査院法第34条又は第36条により改善の処置を要求し又は意見を表示した事項については、すべて、指摘を受けてその後当局が執った処置を把握し、翌年度以降の決算検査報告に掲記しており（院法第29条第7号、第8号）、その結果、指摘後の改善の状況は国会にも報告される。

○ 会計検査院法（昭和22年法律第73号）

第29条 日本国憲法第90条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 第34条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

(8) 第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

(3) 財務省主計局等との連絡会の開催

会計検査院では、会計検査院と予算編成当局等の相互の活動に資するため、財務省主計局等との間で、毎年定期的に連絡会を開催して、情報交換を行っている。

4 主要諸外国における会計検査院の地位等

アメリカの会計検査院 (General Accounting Office : GAO)、イギリスの会計検査院 (National Audit Office : NAO)、ドイツの会計検査院 (Bundesrechnungshof : BRH) 及びフランスの会計検査院 (Cour des Comptes : CDC) について、その地位等の概要を示すと、次のとおりである（別紙4参照）。

(1) 統治機構上の地位、独立性

アメリカの会計検査院は、実質的に連邦議会の付属機関である。

イギリスの会計検査院は、下院の官吏である院長を補佐する機関であるが、検査計画や検査内容は院長の裁量によって決定されている。

ドイツの会計検査院は、連邦議会、連邦政府及び連邦裁判所に属さない独立機関である。

フランスの会計検査院は、立法府、行政府及び裁判所に属さない独立機関であり、司法機関としての性格を有している。

(2) 院長の任命

アメリカ、イギリス及びドイツの会計検査院長は、議会の承認等に基づき、大統領又は女王から任命される。

フランスの会計検査院長は、司法官としての身分を有し、閣議によって制定される政令によって任命される。

(3) 議会から会計検査院への検査要請

アメリカ及びフランスでは、議会から会計検査院への検査要請制度が法定されている。

イギリス及びドイツでは、議会から会計検査院への検査要請制度に関する明文の規定はなく、運用により検査要請が行われている。